●調書記載フローチャート●

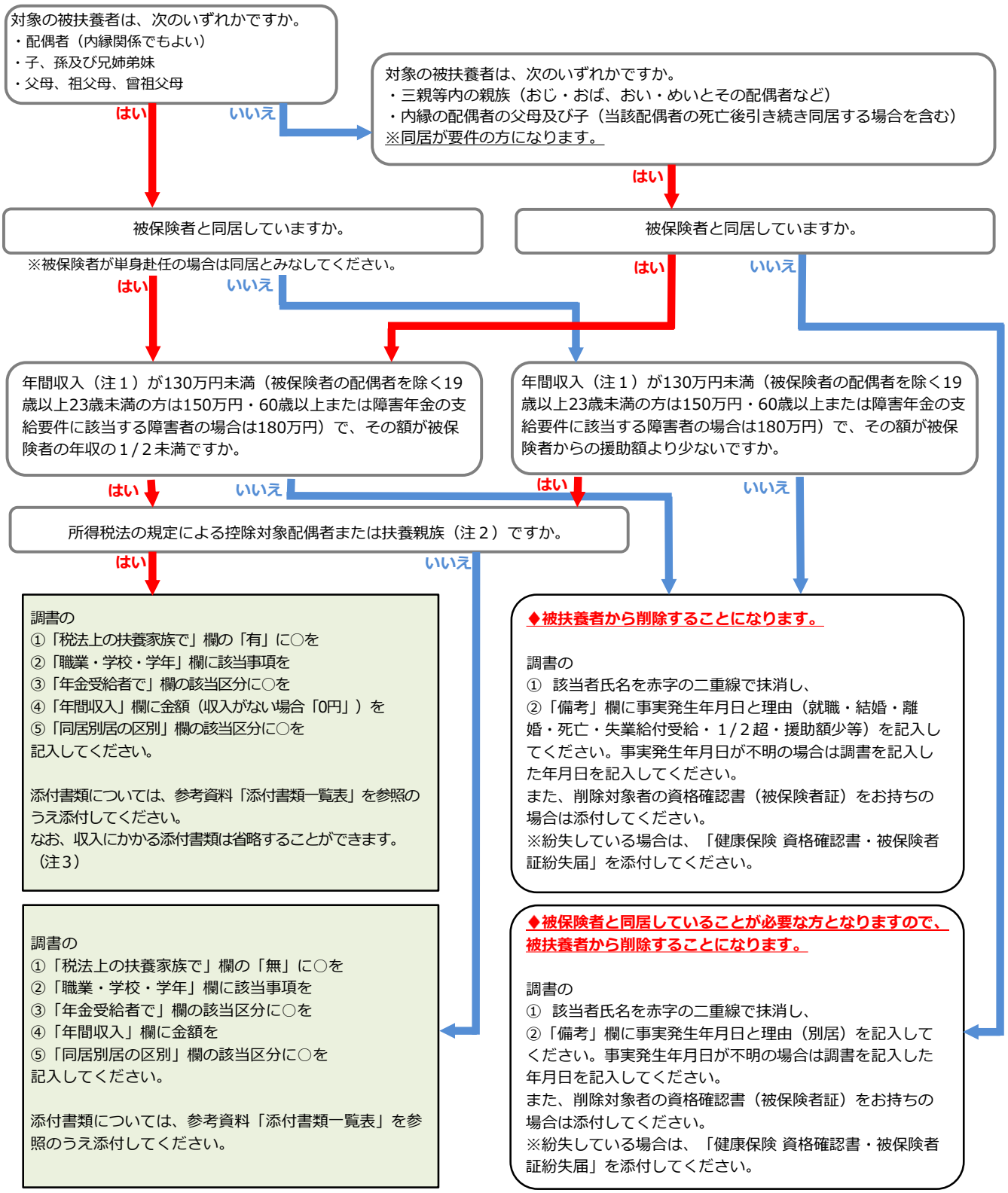

注１：年間収入とは、扶養に認定された日以降の年間の見込収入額のことをいいます。
給与所得等の収入がある場合の認定限度額は、月額１０８，３３３円以下、雇用保険等の受給者の場合は、日額３，６１１円以下となります。（被保険者の配偶者を除く１９歳以上２３歳未満の方は月額１２４,９９９円以下・日額４，１６５円以下／６０歳以上等の場合は月額１４９，９９９円以下・日額４，９９９円以下）
また、被扶養者の年間収入には、雇用保険の失業給付、公的年金、健康保険の傷病手当金や出産手当金も含まれます。

注２：所得税法の規定による控除対象配偶者または扶養親族とは、合計所得金額が６２万円以下の方となります。給与所得だけの場合は、収入金額が１３６万円以下、公的年金等にかかる雑所得だけの場合は、収入金額が１７２万円以下（６５歳未満の方は１２２万円以下）となります。

注３：事業主が所得税法の規定による控除対象配偶者または扶養親族であり、年間収入が健康保険法上の認定基準限度額以内であると確認し、証明する場合は、収入にかかる添付書類は省略できます。なお、障害年金、遺族年金、傷病手当金、出産手当金、失業給付等の非課税対象となる収入がある場合は、別途、「受取金額のわかる通知書等のコピー」が必要となります。
また、被保険者と「別居」の際の「仕送り明細」については省略はできません。